

太田協立診療所 通所リハビリテーション事業運営規定

(事業の目的)

第1条 群馬中央医療生活協同組合が開設する太田協立診療所通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、主治医に通所リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 太田協立診療所 通所リハビリテーション
- 二 所在地 太田市石原町 927

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 事業所の運営、従業者の管理を一元的に行う。
- 二 医師 2名（常勤兼務2）

利用者それぞれに応じた適切なリハビリテーションの内容を指示する。

看護職員 1名（常勤兼務）

介護職員 11名（常勤2、非常勤9）

看護職員等は利用者のリハビリテーションの計画を作成し、サービス提供にあたる。

リハビリテーション職員 4名（常勤3、兼務1）

利用者の計画を作成し、個別リハビリテーションサービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし第2土曜日、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時45分から午後16時45分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は20名とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は以下のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（リハビリテーション）
- 三 健康チェック

- 四 入浴サービス
- 五 食事サービス
- 六 送迎
- 七 介護サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし当該指定通所リハビリテーション事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。尚、介護報酬外の利用料については以下の通り規定する。

- 一 昼食代：600円（おやつ代含む） *利用回数分徴収する
- 二 オムツ・パット料金：貸出が発生した場合は同様の物を回収することとする

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、太田市、大泉町、邑楽町及び栃木県足利市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所リハビリテーションの提供を受ける場合は次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合はその旨申し出ること。
- 二 機能訓練用具を使用希望する場合はその旨申し出ること。
- 三 浴室、シャワー等を利用希望する場合はその旨申し出ること。
- 四 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 一 管理者は防火管理者を選任する。
- 二 防火管理者は定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 三 防火管理者は非常災害に関する具体的計画をたてるものとし、この計画に基づき毎年4月及び10月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第12条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防、発生時の対応に関する事項)

第13条 事業所は、感染症の予防と発生時の対応のために、以下のような感染対策基準を定め、感染症対策を実施することとする。

1. 感染対策に関する指針策定の目的について
2. 事業所の感染対策の基本的な考え方
3. 事業所内感染対策に関する権限と責任

4. 事業所内感染に対する職員研修の指針
5. 感染症発生状況の報告の基本方針
6. 事業所内感染予防の基本方針
7. 事業所内感染症発生時の対応に関する基本方針
8. その他、感染症に関する事項について

(高齢者虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、虐待防止の指針を定め、次の措置を講ずるものとする。

1. 高齢者虐待の基本的な考え方のまとめ
2. 高齢者虐待防止のための指針の策定
3. 高齢者虐待防止検討委員会の設置と内容について
4. 高齢者虐待防止のために職員研修の実施と担当者の決定
5. 高齢者虐待等が発生した際の相談・報告について
6. 高齢者虐待等が発生した際の対応方法について
7. 高齢者虐待等に関する苦情相談体制の整備
8. その他、高齢者虐待防止に関する事項

(運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

(守秘義務)

第16条 事業所及び従業員は正当な理由なく第三者に漏洩しないこととする。

- 一 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 二 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 三 事業所及び従業員は支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報を用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者または契約者の家族等の個人情報をを用いることができるものとする。

(その他)

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、群馬中央医療生活協同組合と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

- 一部改正 平成27年4月1日
- 一部改正 平成27年12月25日
- 一部改正 令和6年6月1日